

「令和8年度輸入食品監視指導計画（案）」への意見に対する厚生労働省の回答

1. 日本の規則に基づく衛生管理を着実に推進及び確認してください。

意見	厚生労働省の回答
<p>輸出国には日本の法制度をしっかり知っていただくことも大事なことと考えます。政府からの働きかけのみならず、政府と輸入業者が連携し、輸出国とのより密な関係づくり等を行い、これらの施策を着実に実行してください。</p> <p>あわせて、輸出国での食品製造現場の現状把握や食品安全に対する考え方等の事前調査、情報収集を十分に行い、輸出国の課題や求める支援を的確に実施してください。</p>	<p>本計画（案）に基づき、引き続き、輸出国段階における衛生管理対策をさらに推進し、輸入食品の安全性確保に努めてまいります。</p>

2. 輸入する食品の安全性の確保を進めてください。特に、いわゆる「健康食品」について着実に実行してください。

意見	厚生労働省の回答
<p>輸入者が食品衛生上の規制や責務について理解を深め、自ら輸入食品等の安全確保に努めることは、法令に違反する食品を減らすために効果的です。着実に実行してください。</p>	<p>法違反が発見された場合は検疫所、本省及び都道府県等は、相互に連携を図り、輸入食品等の安全性を確保するため、輸入者に対し、迅速な回収、原因究明及び再発防止を講じるよう指示するとともに、輸入時における検査の強化等の必要な措置を講ずることとしています。また、輸入食品等の流通状況についての確認が常時行えるよう、輸入及び販売状況の記録等の適正な作成及び保存に努めること及び法違反が発見された場合において、関係する検疫所又は都道府県等に当該記録を速やかに提供することが可能となるよう指導することとしています。今後とも、適切な監視体制の整備や輸入者への指導を適切に実施すること等により、輸入食品の安全性確保に努めてまいります。</p>
<p>特にいわゆる「健康食品」は、近年、国内外において健康被害が複数報告されています。個人輸入の広がりや、越境プラットフォームの問題等、安全性や有効性にリスクがあり、健康被害も多数報告されている状況についても憂慮します。健康被害を未然に防ぐため、食品に利用可能な成分であるか、適正製造規範（GMP）に基づく製造、販売がされているか、食経験を十分に有するものであるかの確認など、安全性の確保に努めるよう指導するとともに、被害情報やリスク情報を幅広く収集し、輸入者に必要な情報提供を行ってください。</p>	<p>輸入食品の安全性を確保するため、関係府省庁や都道府県等との連携を図り、適切な管理がなされるよう監視指導を実施することが重要であると考えています。また、本計画（案）5（3）①のとおり、いわゆる「健康食品」として販売される食品にあつては、食品に利用可能な成分であるか、国内外での食経験や健康被害があるか否かの確認など、輸入者に対して安全性の確保に努めるよう指導するとともに、輸入者による自主的な衛生管理を推進します。引き続き、本計画（案）を着実に実施することにより、健康食品を含めた輸入食品の安全性確保に努めてまいります。</p>

3. 引き続き、食品衛生監視員の増員等、監視体制全体の強化を図ってください。

意見	厚生労働省の回答
<p>輸入食品の届け出件数の増加や経済連携協定の推進等により、今後さらに多様な加工食品の輸入増加が見込まれます。これまでの対策を継続して進めるとともに、引き続き検疫所の食品衛生監視員のスキルアップや人員及び検査機器の確保等、監視指導体制の強化に力を入れてください。</p>	<p>輸入食品等の監視体制については、引き続き、輸入動向等を勘案しつつ、検疫所職員の資質向上、適切な人員配置、検査機器の整備等、適切な体制の整備に努めてまいります。さらに、こうした取組に加え、輸出国対策を推進することにより、輸入食品の安全性確保に効果的に取り組んでまいります。</p>
<p>あわせて、輸出国対策、輸入時対策、国内対策を一貫した施策として行うことも重要です。貴省と外務省、消費者庁、都道府県等との連携をより強化し、定例の合同会議の開催など、意思疎通や情報交換、情報共有を一層充実させてください。</p>	<p>輸入食品の安全性を確保するため、食品供給の行程の各段階において適切な管理がなされるよう本計画（案）に基づき監視指導を実施するとともに、関係府省庁や都道府県等との連携、関係団体等が開催する講習会等に担当者を派遣することなどを含め、輸入者による自主的な衛生管理の推進に取り組んでまいります。また、上記取組が着実に実施できるよう引き続き適切な監視体制の整備等に努めてまいります。</p>

4. 食品防御（フードディフェンス）の問題に対し、調査研究や国内外関係機関との連携、関係者等による意見交換や研究会の設置などの対応を求めます。

意見	厚生労働省の回答
<p>食品防御への対応は、輸入食品に限らず食品全般にとって重要な課題です。経済連携協定等の推進により、貿易の流れや量、質の変化が起こり、予測できないリスクの発生も考えられます。輸出国情報の収集、二国間協議、現地調査、技術協力など様々な手段を用いて、輸出国の安全対策に関する施策を継続的に行ってください。</p>	<p>食品防御（フードディフェンス）については、事業者の業種、規模、施設等の実情に応じ、労務管理を含めた組織経営全般における対策が必要となるため、事業者自身による自主的な取組を行うことが基本となります。このため、必ずしも公衆衛生規制や輸入時検査のみによって防ぎ得るものではありませんが、厚生労働省としては、輸入者自身による自主管理や輸出国における衛生管理の推進も有効であるとの認識から、輸入加工食品の自主管理に関するガイドライン（平成20年6月5日付け食安発第0605001号）を策定するとともに、食品防御（フードディフェンス）に関する研究を実施し、異物・毒物の混入防止を含めた安全確保の取組を推進しているところです。今後とも、輸出国の安全対策に関する情報収集等を実施するとともに、関係機関と連携し、輸入食品の安全性確保に努めてまいります。</p>

5. 輸入食品に関するリスクコミュニケーションを引き続き重視し、強化してください。より多くの消費者が身近な場所でわかりやすい情報に触れられるような具体的な取り組みをすすめてください。

意見	厚生労働省の回答
<p>一般消費者における食品安全のリテラシー向上のため、引き続きリスクコミュニケーションを重視して取り組んでください。貴省公式SNSや各種媒体を活用した、食品の安全確保の取り組みに関する情報提供のさらなる発展に期待します。</p> <p>輸入食品に対して不安を感じる消費者は、依然として少なくありません。輸入食品の安全確保についての取り組みもわかりやすく取り上げていただくよう要望します。消費者との相互理解を効果的に深めるためにも、受け手に寄り添った分かりやすい伝え方・見せ方を追求してください。輸入時の検査、違反件数や割合、推移などについても消費者の目に届くように公表をお願いします。そうした情報を理解することで不安が少しでも解消されると考えます。より良いリスクコミュニケーションを実現させるため、引き続き輸入食品の監視強化をよろしくお願いします。</p>	<p>国民の皆様が適切な情報を得て、また意見交換行おうといったリスクコミュニケーションの取組は重要であると考えております。本計画（案）においては、5（5）④において食品等の安全に関するリスクコミュニケーションとして、都道府県等及び関係府省庁並びに関係団体と連携して意見交換会を実施するなど、食品等の安全性に関する取組及び認識について相互理解が深まるよう努めることとしております。引き続き、関係省庁とも連携を図り、効果的なリスクコミュニケーションの実施に取り組んでまいります。</p>

以上